

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 別表第 1

| No. | 水質汚濁防止法施行令 別表第 1 | 備考 |
|-----|---|---|
| 1 | (第 19 号) 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設 | トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。 |
| 2 | (第 22 号) 木材薬品処理業の用に供する施設 | 六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。 |
| 3 | (第 23 号の 2) 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 | トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。 |
| 4 | (第 24 号) 化学肥料製造業の用に供する施設 | ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。 |
| 5 | 削除 | |
| 6 | (第 26 号) 無機顔料製造業の用に供する施設 | カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。 |
| 7 | (第 27 号) 第 25, 26 号の事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 | 水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。 |
| 8 | (第 28 号) カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。 |
| 9 | (第 29 号) コールタール製品製造業の用に供する施設 | |
| 10 | (第 31 号) メタン誘導品製造業の用に供する施設 | トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。 |
| 11 | (第 32 号) 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 | トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。 |

| | | |
|----|--|--|
| 12 | (第 33 号) 合成樹脂製造業の用に供する施設 | 塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。 |
| 13 | (第 34 号) 合成ゴム製造業の用に供する施設 | テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。 |
| 14 | (第 35 号) 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 | 2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。 |
| 15 | (第 37 号) 第 31～36 号の事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分解その他の化学処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘品の製造をいい、第 51 号の石油精製業を除く。）に用い供する施設 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。 |
| 16 | (第 38 号の 2) 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しないものを除く。） | |
| 17 | (第 41 号) 香料製造業の用に供する施設 | トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。 |
| 18 | (第 43 号) 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 | |

| | | |
|----|---|---|
| 19 | (第 46 号) 第 28～45 号の事業以外の有機化学工業製品製造の用に供する施設 | 有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。 |
| 20 | (第 47 号) 医薬品製造業の用に供する施設 | 水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。 |
| 21 | (第 48 号) 火薬製造業の用に供する施設 | ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。 |
| 22 | (第 50 号) 有害物質を含む試薬の製造の用に供する試薬製造施設 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。 |
| 23 | (第 51 号) 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設 | トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。 |
| 24 | (第 53 号) ガラス又はガラス製品の製造の用に供する施設 | 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。 |
| 25 | (第 58 号) 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設 | ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。 |
| 26 | (第 61 号) 鉄鋼業の用に供する施設 | コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。 |
| 27 | (第 62 号) 非鉄金属製造業の用に供する施設 | 銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。 |

| | | |
|----|---|--|
| 28 | (第 63 号) 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設 | 液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。 |
| 29 | (第 63 号の 3) 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 | |
| 30 | (第 64 号) ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 | コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。 |
| 31 | (第 65 号) 酸又はアルカリによる表面処理施設 | クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。 |
| 32 | (第 66 号) 電気めつき施設 | カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。 |
| 33 | (第 66 号の 2) エチレンオキサイド又は 1,4-ジ オキサンの混合施設（前各号に該当する物を除く。） | |
| 34 | (第 71 号の 5) トリクロロエチレン、テトラクロ ロエチレン又はジクロロメタンに よる洗浄施設（前各号に該当する ものを除く。） | |
| 35 | (第 71 号の 6) トリクロロエチレン、テトラクロ ロエチレン又はジクロロメタンの 蒸留施設（前各号に該当するもの を除く。） | |